

警察本部の所属等における専決事務の基準について（通達）

最終改正 令和5.3.28 例規交企第12号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

京都府警察事務専決規程（昭和34年京都府警察本部訓令第1号。以下「専決規程」という。）第6条第3項の規定により、下記のとおり、警察本部の所属、市警察部及び警察学校における専決事務の基準を定めたことから、積極的な運用を図ることにより、事務の合理化・効率化に努められたい。

記

1 定義

この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- (1) 次席等 警察本部及び市警察部の課、公安委員会補佐室及び監察官室（以下「警察本部の課等」という。）に置く次席、部の附置機関に置く副隊長及び副所長並びに警察学校の副校長をいう。
- (2) 補佐等 警察本部の課等に置く課長補佐、室長補佐、所長補佐及び場長補佐、部の附置機関に置く隊長補佐及び科長並びに警察学校の主任教官及び校長補佐をいう。

2 専決事務の基準

警察本部の所属等における専決事務の基準は、別表のとおりとする。

3 留意事項

- (1) 別表に定める次席等の専決事務については、京都府警察の組織の運用について（昭和45.3.25：5京務第237号）の例規通達において、補佐等に対する指揮命令が所属長の権限である旨が明記されていることに準じ、所属内における事務の調整の範囲内のものに限るものとする。
- (2) 別表に定める事務を専決させるか否かについては、当該事務を所掌する所属の長が決定するものとする。
- (3) 別表に定める事務のうち、異例に属するもの及び疑義のあるものについては、専決規程第7条の規定により、所属長の決裁を受けて処理しなければならないものとする。

別表

警察本部所属における専決事務の基準

専決させることができる事務		専 決 者	
事 務 内 容		次席等	補佐等
共通	(1) 所属職員の軽易な復命の処理		○
	(2) 軽易な照会、回答、報告、副申、上申、申請、手配等の処理		○
	(3) 他官公署間の軽易な通報及び連絡		○
	(4) 所属職員からの軽易な願届の処理		○
	(5) 民衆からの軽易な願届の処理		○
	(6) 警察証明のうち奥書による証明とするものの発行（特例証明を除く。）	○	
	(7) 当直に関する訓令（昭和46年京都府警察本部訓令第10号）第11条に規定する当直日誌による報告の受理	○	
総務	(1) 公印の管理に関する訓令（昭和41年京都府警察本部訓令第5号）第11条第2項の規定による電子印の使用の廃止の報告	○	
	(2) 公印の管理に関する訓令第12条第1項の規定による廃止又は取り替えた公印の返納	○	
	(3) 京都府警察文書規程（平成13年京都府警察本部訓令第29号）第55条の規定による文書の原議の引継ぎ	○	
広報 応接	(1) 音楽隊に関する訓令（昭和40年京都府警察本部訓令第9号）第5条の規定による音楽隊の派遣要請		○
	(2) カラーガード隊の運用に関する要綱の制定について（平成7. 7. 31：7京広第206号）の例規通達4の（1）の規定によるカラーガード隊の派遣要請		○
	(3) 警察安全相談員の運用について（平成13. 3. 30：例規生企第15号）の例規通達14の（1）の規定による警察安全相談員の取扱事項に係る報告の受理	○	
	(4) 警察安全相談員の運用についての例規通達14の（2）の規定による毎月の活動状況に係る報告		○
会計	(1) 刑務所費償還金の請求要領について（平成21. 12. 25：例規会第32号）の例規通達1の規定による刑務所費償還金請求に係る報告書の提出		○
	(2) 警察が行う児童の一時保護に係る経費の請求要領について（平成22. 6. 22：例規会・少第26号）の例規通達4の（1）のアの規定による児童一時保護経費の支出に係る報告		○

	書の提出		
警察 装備	(1) 警察官等の支給品及び貸与品に関する事務取扱いについて（昭和36. 1. 13：6京務第27号）の例規通達（以下「支給品例規」という。）3の規定による給貸与品の返納	○	
	(2) 支給品例規6の(2)のアの規定による回収した制服等の送付	○	
	(3) 警備装備品管理要綱の制定について（昭和50. 12. 15：50京装第717号、50京会第649号、50京備第747号）の例規通達（以下「警備装備品通達」という。）第16条第1項の規定による個人装備品の貸与	○	
	(4) 警備装備品通達第17条第2項の規定による部隊装備品の貸出し	○	
	(5) 警備装備品通達第19条第2項の規定による定期点検及び手入れ	○	
	(6) 警備装備品通達第24条第1項の規定による部分品の請求	○	
	(7) 警備装備品通達第24条第2項の規定による修理の依頼	○	
留置 管理	(1) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「刑事収容施設法」という。）第200条第2項前段の規定による被留置者の定期健康診断		○
	(2) 刑事収容施設法第216条の規定による面会の許可		○
	(3) 刑事収容施設法第221条の規定による信書の発受の許可		○
	(4) 被留置者の留置に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第11号）第19条の規定による金品の保管		○
	(5) 被留置者の留置に関する訓令（平成19年京都府警察本部訓令第25号。以下「留置訓令」という。）第35条第1項前段の規定による通常護送の指揮		○
	(6) 留置訓令第36条第1項の規定による引き当たり捜査護送の指揮		○
	(7) 留置訓令第37条第6項の規定による委託留置に伴う通常護送又は引き当たり捜査護送の指揮		○
	(8) 留置訓令第38条第4項の規定による護送簿の処理		○
	(9) 留置訓令第92条第2項の規定による日刊新聞紙の記載内容の削除又は抹消		○
	(10) 留置訓令第94条第1項ただし書の規定による承諾書の受理及び閲覧の許可		○
人事	(1) 係長以下の職員の遅刻、早退及び休暇・旅行（2日以内のものに限る。）の届出の受理又は承認	○	

服 務	(2) 警察職員の勤務に関する訓令（昭和33年京都府警察本部訓令第9号。以下「勤務訓令」という。）第7条の規定による週休日の振替又は勤務時間の割り振り	○	
	(3) 勤務訓令第10条第1項前段の規定による正規の勤務時間以外の時間における勤務の命令	○	
	(4) 勤務訓令第10条の2第1項の規定による時間外勤務代休時間の指定	○	
	(5) 勤務訓令第12条第1項の規定による休日の代休日の指定	○	
	(6) 一般職員の昇任候補者の選抜に関する訓令（昭和43年京都府警察本部訓令第10号）第4条において準用する警察官の昇任制度に関する訓令（平成3年京都府警察本部訓令第16号。以下「昇任制度訓令」という。）第14条の規定による昇任試験受験者名簿の作成及び提出	○	
	(7) 昇任制度訓令第10条の規定による選抜昇任対象資格者名簿の作成及び提出	○	
	(8) 昇任制度訓令第14条の規定による昇任試験受験者名簿の作成及び提出	○	
	(9) 昇任制度訓令第23条の規定による選考昇任対象資格者名簿の作成及び提出	○	
	(10) 警察職員の名札の着用等について（平成13. 5. 18：例規務・装第24号）の例規通達4の規定による名札の交付申請等の処理	○	
	(11) 一般職員の身分証明書に関する要綱の制定について（平成19. 3. 27：例規務第9号）の例規通達第3の規定による発給手続	○	
	(12) 一般職員の身分証明書に関する要綱の制定についての例規通達第4の規定による返納手続	○	
	(13) 一般職員の身分証明書に関する要綱の制定についての例規通達第5の規定による再発給手続	○	
	(14) 非常勤職員身分証明書に関する要綱の制定について（平成19. 3. 27：例規務第10号）の例規通達第4の規定による発給手続	○	
	(15) 非常勤職員身分証明書に関する要綱の制定についての例規通達第5の規定による返納手続	○	
	(16) 非常勤職員身分証明書に関する要綱の制定についての例規通達第6の規定による再発給手続	○	
	給 与	(1) 特殊勤務手当の支給について（昭和49. 1. 30：9京務第57号）の例規通達6の規定による受給対象人員の報告	○

	(2) 休日勤務手当の支給を受ける基礎配分対象職員に関する報告要領について（平成19. 3. 19：例規務第6号）の例規通達3の規定による報告	○	
被害者支援	(1) 犯罪被害者等に対するカウンセリング制度の運用について（平成25. 3. 8：例規務第6号）の例規通達3の(1)の規定による心理カウンセラーの派遣要請		○
	(2) 犯罪被害者等の支援に伴う地方公共団体からの照会対応要領について（平成25. 3. 8：例規務第7号）の例規通達3の(3)の規定による被害届の受理、捜査、相談の受理等に係る回答	○	
福利厚生	(1) 警察職員待機宿舎の運用に関する訓令（昭和37年京都府警察本部訓令第12号。以下「待機宿舎訓令」という。）第4条第1項の規定による待機宿舎入居申込書に係る確認	○	
	(2) 待機宿舎訓令第4条第3項の規定による待機宿舎入居請書に係る確認	○	
	(3) 待機宿舎訓令第9条の規定による待機宿舎退去届に係る確認	○	
	(4) 待機宿舎訓令第13条第1項の規定による駐車場使用申込書に係る確認	○	
	(5) 待機宿舎訓令第13条第3項の規定による駐車場使用請書に係る確認	○	
	(6) 待機宿舎訓令第14条の規定による駐車場返還届に係る確認	○	
	(7) 京都府警察職員住宅管理規程（平成21年京都府警察本部訓令第5号。以下「職員住宅規程」という。）第5条第2項の規定による職員住宅入居申込書に係る調査及び提出	○	
	(8) 職員住宅規程第9条の規定による職員住宅入居請書に係る確認	○	
	(9) 職員住宅規程第12条第1項の規定による職員住宅退去届に係る確認	○	
	(10) 職員住宅規程第17条第2項の規定による独身寮入寮申込書に係る調査及び提出	○	
	(11) 職員住宅規程第20条の規定による独身寮入寮誓書に係る確認	○	
	(12) 職員住宅規程第21条第3項の規定による独身寮転寮届に係る確認	○	
	(13) 職員住宅規程第23条の規定による独身寮退寮届に係る確認	○	
	(14) 職員住宅規程第33条の規定による駐車場使用申込書に	○	

	係る確認		
	(15) 職員住宅規程第35条の規定による駐車場使用請書に係る確認	○	
	(16) 職員住宅規程第36条の規定による駐車場返還届に係る確認	○	
警察 教養	(1) 京都府警察術科技能検定に関する訓令（昭和29年京都府警察本部訓令第8号）第9条の規定による逮捕術、けん銃操法及び救急法についての技能検定に係る推薦	○	
	(2) 京都府警察柔剣道段級審査規程（昭和30年京都府警察本部訓令第17号）第6条第2項の規定による柔道及び剣道の段級審査に係る推薦	○	
	(3) 京都府警察通訳人運用要綱の制定について（平成23. 8. 18：例規教第19号）の例規通達6の（1）のイの規定による指定通訳人の派遣の要請		○
	(4) 京都府警察通訳人運用要綱の制定についての例規通達6の（1）のカの規定による翻訳の要請		○
監察	自動車運転技能検定に関する訓令（昭和54年京都府警察本部訓令第4号）第10条第2項及び第3項の規定による自動車の運転技能の検定の申請	○	
銃砲 刀剣 類等	(1) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第13条の2の規定による照会		○
	(2) 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第117条の規定による台帳の登載及び整理		○
少年 警察	(1) 少年警察活動に関する訓令（平成15年京都府警察本部訓令第7号。以下「少年訓令」という。）第63条第1項の規定による少年補導に係る報告の受理		○
	(2) 少年訓令第73条の規定による少年事案の速報		○
	(3) 少年訓令第77条の規定による要保護少年に係る身上の照会		○
	(4) 少年訓令第80条第5項の規定による連戻着手報告書の謄本の交付		○
	(5) 少年警察活動に関する訓令の運用について（平成15. 3. 31：例規少第14号）の例規通達第2の2の（2）のオの規定による継続補導に係る報告の受理		○
	(6) 触法調査又はぐ犯調査に関する書類の様式の制定について（平成20. 3. 14：例規少第12号）の例規通達（以下「触法調査等様式通達」という。）に基づく鑑定囑託書による囑託		○

	(7) 触法調査等様式通達に基づく触法調査嘱託書による嘱託	○
	(8) 触法調査等様式通達に基づくぐ犯調査嘱託書による嘱託	○
	(9) 触法調査等様式通達に基づく触法調査関係事項照会書による照会	○
	(10) 触法調査等様式通達に基づくぐ犯調査関係事項依頼書による依頼	○
	(11) 触法調査等様式通達に基づく身上調査照会書による照会	○
	(12) 触法調査等様式通達に基づく身上調査依頼書による依頼	○
地域警察	(1) 電波法（昭和25年法律第 131号）第60条の規定による無線業務日誌の処理	○
	(2) 地域警察運営に関する訓令（平成7年京都府警察本部訓令第1号）第13条の規定による活動計画の承認	○
	(3) 騎馬隊の運用要綱の制定について（平成6. 2. 8：6京地域第97号）の例規通達6の（1）の規定による騎馬隊の派遣要請	○
	(4) 警察通信に関する訓令の運用について（令和3. 3. 8：例規通指・装第5号）の例規通達第5の4の規定による無線通話処理簿の処理	○
捜査管理	(1) 刑事訴訟法（昭和23年法律第 131号）第 197条第2項の規定による公務所又は公私の団体に対する照会	○
	(2) 犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第102条第2項に規定する被疑者その他の関係者に対する任意出頭の求め	○
犯罪手口資料	(1) 犯罪手口資料取扱規則（昭和57年国家公安委員会規則第1号）第8条の規定による手口記録の照会	○
	(2) 犯罪手口資料取扱規則第9条の規定による被害記録の照会	○
	(3) 犯罪手口資料の取扱いに関する訓令（昭和57年京都府警察本部訓令第6号。以下「犯罪手口資料訓令」という。）第10条の規定による刑事日報の作成の要請	○
	(4) 犯罪手口資料訓令第15条の規定による事件解決等の通報	○
	(5) 犯罪手口資料訓令第17条第1項、第2項及び第4項の規定による被害品に係る速報	○
犯罪鑑	(1) 指掌紋取扱規則（平成9年国家公安委員会規則第13号）第3条の規定による指掌紋記録等の作成	○

識	(2) 指掌紋取扱規則第4条第1項の規定による指掌紋記録等の送信	○
	(3) 指掌紋取扱規則第4条第2項の規定による指紋資料及び掌紋資料の送付	○
	(4) 指掌紋取扱規則第5条第1項の規定による処分結果記録の作成及び送信	○
	(5) 指掌紋取扱規則第6条第1項の規定による遺留指掌紋の照会	○
	(6) 指掌紋取扱規則第9条第1項の規定による被疑者の身上事項及び処分結果に係る照会	○
	(7) 指掌紋取扱規則第9条第2項の規定による被疑者の身上事項及び処分結果に係る照会の依頼	○
	(8) 指掌紋取扱規則第9条第4項の規定による被疑者の身上事項及び処分結果に係る回答の受理	○
	(9) 指掌紋取扱規則第10条第1項の規定による変死者等に係る指掌紋照会の依頼	○
	(10) 京都府鑑識技能検定に関する訓令（昭和42年京都府警察本部訓令第15号）第4条第2項の規定による鑑識技能検定の受検希望者に係る報告	○
	(11) 指掌紋の取扱いに関する訓令（平成12年京都府警察本部訓令第21号）第11条第2項の規定による現場指掌紋の廃棄	○
	(12) 指掌紋の取扱いに関する訓令第15条第1項の規定による事件解決の通報	○
	(13) 警察犬の運用要領について（昭和49. 10. 2：9京鑑第1134号）の例規通達（以下「警察犬運用通達」という。）5の（1）の規定による警察犬の出動要請	○
	(14) 警察犬運用通達5の（4）の規定による現場保存	○
	(15) 警察犬運用通達6の（2）の規定による補助者の指定	○
	(16) 警察犬運用通達7の（1）及び（2）の規定による警察犬の使役状況に係る報告の受理	○
	(17) 足こん跡の取扱いについて（昭和54. 9. 26：4京鑑第941号）の例規通達第2の1の規定による足こん跡送付（対象結果通知）書の送付	○
	(18) 足こん跡の取扱いについての例規通達第3の3の規定による足こん跡送付（対象結果通知）書の受理	○
	(19) 足こん跡の取扱いについての例規通達第7の1の規定による遺留足跡に係る履物名称照会及び遺留されたその他	○

	のこん跡の名称等の照会		
	(20) 足こん跡の取扱いについての例規通達第9の1の規定による被疑者足こん跡照会		○
	(21) 足こん跡の取扱いについての例規通達第10の1の規定による鑑定依頼書の作成及び送付		○
	(22) 足こん跡の取扱いについての例規通達第11の規定による事件解決の通報		○
	(23) 科学捜査研究所鑑定等処理要領の制定について（平成21.12.1：例規科捜第27号）の例規通達3の(1)の規定による鑑定嘱託（ポリグラフ検査を除く。）		○
	(24) 科学捜査研究所鑑定等処理要領の制定についての例規通達6の規定による現場科学検査班の出動要請		○
地域交通安全活動推進委員	(1) 地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号。以下「推進委員規則」という。）第8条第1項の規定による地域交通安全活動推進委員（以下「推進委員」という。）に対する講習の実施		○
	(2) 推進委員規則第9条の規定による推進委員に対する指導の実施		○
遠隔操作型小型車	(1) 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「道交規則」という。）第5条の4第1項の規定による遠隔操作型小型車使用届出書の受理		○
	(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）第15条の3第3項の規定による届出番号等の通知		○
特定自動運行	(1) 道交法第75条の12第2項の規定による特定自動運行許可申請書の受理		○
	(2) 道交規則第9条の19第1項の規定による特定自動運行許可証の交付		○
	(3) 道交規則第9条の19第2項の規定による再交付申請書の受理		○
	(4) 道交法第75条の15第1項の規定による許可条件の付与（道交法第75条の16第2項において準用する場合を含む。）		○
	(5) 道交法第75条の15第2項の規定による許可条件の変更又は新たな条件の付与（道交法第75条の16第2項において準用する場合を含む。）		○

	(6) 道交規則第9条の23第1項の規定による特定自動運行計画変更許可申請書の受理		○
	(7) 道交規則第9条の23第3項の規定による法第75条の16第1項の許可をした際の特定自動運行実施者に対する通知、返納許可証の受理及び許可証の再交付		○
	(8) 道交法第75条の16第3項の規定による特定自動運行計画の軽微な変更等の届出の受理		○
	(9) 道交法第75条の16第4項の規定による特定自動運行を行う者等の氏名等の変更の届出の受理		○
	(10) 道交規則第9条の38第1項及び第3項の規定による許可証の返納の受理		○
交通規制	(1) 道交法第45条の2第2項の規定による高齢運転者等標章申請書の受理及び高齢運転者等標章の交付		○
	(2) 道交法第45条の2第3項の規定による高齢運転者等標章再交付申請書及び高齢運転者等標章の受理並びに高齢運転者等標章の再交付		○
	(3) 道交法第45条の2第4項の規定による高齢運転者等標章の返納の受理		○
	(4) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「道交令」という。）第13条第1項の規定による緊急自動車（同項第1号及び第1号の2に掲げる自動車を除く。）の指定申請書の受理及び指定、第14条の2第2号の規定による道路維持作業用自動車の指定申請書の受理及び指定並びに京都府道路交通規則（昭和35年京都府公安委員会規則第13号。以下「府道交規則」という。）第6条及び第6条の3の規定による指定書の交付及び指定書の返納の受理		○
	(5) 災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第20条の2第4項の規定による関係都道府県公安委員会に対する通知及び関係都道府県公安委員会からの通知の受理		○
	(6) 災害対策基本法施行令第20条の2第5項の規定による広報の実施（警察署長の専決事務に係るものを除く。）		○
	(7) 災害対策基本法施行令第33条第1項（原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）第8条第2項の規定により読み替えて適用される場合及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第39条の規定により例によることとされる場合を含む。）の規定による緊急通行車両の確認		○
	(8) 災害対策基本法施行令第33条第2項の規定による緊急通行車両の使用に対する標章及び証明書の交付		○
	(9) 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385		○

	号) 第12条第1項の規定による緊急輸送車両の確認		
	(10) 大規模地震対策特別措置法施行令第12条第2項の規定による緊急輸送車両の使用者に対する標章及び証明書の交付		○
	(11) 道交規則第6条の3の5の規定による高齢運転者等標章記載事項変更届及び高齢運転者等標章の受理並びに高齢運転者等標章の交付		○
	(12) 府道交規則第5条の3第6項の規定による標章の返納の受理		○
	(13) 府道交規則第6条第4項の規定による緊急自動車指定書再交付申請書の受理		○
	(14) 府道交規則第6条の3の規定による道路維持作業用自動車指定書の再交付申請書の受理		○
	(15) 府道交規則第6条の5第3項の規定による駐車禁止等の対象から除く車両の指定申請書の受理及び審査、標章の交付、当該標章使用上の制限の付与及び変更		○
	(16) 府道交規則第6条の5第5項において準用する府道交規則第5条の3第6項の規定による標章の返納の受理		○
自動車保管場所	(1) 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「保管場所法」という。）第8条の規定による警察署長からの通知の受理		○
	(2) 保管場所法第12条の規定による自動車の所有者等に対する報告又は資料の提出要求		○
運転免許・試験	(1) 道交法第89条第1項の規定による運転免許（以下「免許」という。）の申請の受理及び運転免許試験の実施		○
	(2) 道交法第89条第2項の規定による質問票の交付		○
	(3) 道交法第89条第3項の規定による技能の検査の実施及び書面の交付		○
	(4) 道交法第90条第11項の規定による処分の通知		○
	(5) 道交法第91条の規定による自動車等の種類の限定、条件の付与及び条件の変更		○
	(6) 道交法第91条の2第1項の規定による条件の付与及び条件の変更の申請の受理		○
	(7) 道交法第91条の2第2項の規定による条件の付与		○
	(8) 道交法第91条の2第3項の規定による条件の変更の審査		○

(9) 道交法第92条の規定による運転免許証（以下「免許証」という。）の作成及び交付		○
(10) 道交法第93条第1項の規定による免許証の記載事項及び同条第2項の規定による免許の条件に係る事項の記載		○
(11) 道交法第93条の2の規定による免許証の電磁的方法による記録		○
(12) 道交法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更届の受理及び免許証の変更に係る事項の記載（電磁的方法による記録を含む。）		○
(13) 道交法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請書の受理及び免許証の再交付		○
(14) 道交法第97条の2第1項の規定による運転技能検査の実施		○
(15) 道交法第97条の2第2項の規定による運転免許試験の免除の拒否		○
(16) 道交法第97条の2第3項の規定による自動車等の運転に関する確認及び運転免許試験の一部免除		○
(17) 道交法第97条の2第4項の規定による運転免許試験の一部免除		○
(18) 道交法第98条第5項の規定による届出をした自動車教習所設置者等に対する報告又は資料の提出要求		○
(19) 道交法第100条の2第1項及び第100条の3第2項の規定による再試験の実施		○
(20) 道交法第100条の2第5項の規定による再試験受験申込書の受理		○
(21) 道交法第100条の3第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による試験移送通知書の送付		○
(22) 道交法第100条の3第2項の規定による試験移送通知書の受理		○
(23) 道交法第101条第1項の規定による免許証の更新申請書の受理		○
(24) 道交法第101条第3項の規定による免許証の更新に係る書面の送付		○
(25) 道交法第101条第4項の規定による質問票の交付		○
(26) 道交法第101条第5項の規定による適性検査の実施		○
(27) 道交法第101条第6項の規定による免許証の更新		○

(28) 道交法第 101条の 2 第 1 項の規定による免許証の更新の特例申請の受理		○
(29) 道交法第 101条の 2 第 2 項の規定による質問票の交付		○
(30) 道交法第 101条の 2 第 3 項の規定による適性検査の実施		○
(31) 道交法第 101条の 2 第 4 項の規定による免許証の更新		○
(32) 道交法第 101条の 2 の 2 第 1 項の規定による更新申請書の受理		○
(33) 道交法第 101条の 2 の 2 第 2 項の規定による適性検査の実施		○
(34) 道交法第 101条の 2 の 2 第 3 項の規定による更新申請書及び適性検査結果書面の送付及び受理		○
(35) 道交法第 101条の 2 の 2 第 4 項の規定による講習の受講結果の通知及び受理		○
(36) 道交法第 101条の 2 の 2 第 5 項の規定による適性検査の通知及び実施		○
(37) 道交法第 101条の 4 第 2 項の規定による認知機能検査の実施		○
(38) 道交法第 101条の 4 第 3 項の規定による運転技能検査の実施		○
(39) 道交法第 101条の 4 第 4 項の規定による免許証の更新の拒否		○
(40) 道交法第 101条の 4 第 5 項の規定による高齢者講習及び認知機能検査に係る書面の送付		○
(41) 道交法第 101条の 5 の規定による報告徴収		○
(42) 道交法第 101条の 6 第 1 項の規定による医師からの届出の受理		○
(43) 道交法第 101条の 6 第 4 項の規定による他の公安委員会への通知		○
(44) 道交法第 101条の 7 第 2 項の規定による臨時認知機能検査の通知		○
(45) 道交法第 101条の 7 第 5 項の規定による臨時高齢者講習の通知		○
(46) 道交法第 102条第 1 項の規定による臨時適性検査の実施		○
(47) 道交法第 102条第 1 項の規定による医師の診断書の提		○

出の命令		
(48) 道交法第 102条第 2 項の規定による臨時適性検査の実施		○
(49) 道交法第 102条第 2 項の規定による医師の診断書の提出の命令		○
(50) 道交法第 102条第 3 項の規定による臨時適性検査の実施		○
(51) 道交法第 102条第 3 項の規定による医師の診断書の提出の命令		○
(52) 道交法第 102条第 4 項の規定による臨時適性検査の実施		○
(53) 道交法第 102条第 4 項の規定による医師の診断書の提出の命令		○
(54) 道交法第 102条第 5 項の規定による臨時適性検査の実施		○
(55) 道交法第 102条第 6 項の規定による臨時適性検査の通知		○
(56) 道交法第 102条第 7 項の規定による医師の診断書の受理		○
(57) 道交法第 104条の 4 第 1 項の規定による免許の取消申請又は一部取消申請の受理		○
(58) 道交法第 104条の 4 第 3 項の規定による申出に係る免許証の交付		○
(59) 道交法第 104条の 4 第 5 項（道交法第 105条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による運転経歴証明書交付申請書の受理及び道交法第 104条の 4 第 6 項（道交法第 105条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による運転経歴証明書の交付並びに道交規則第30条の13第 1 項の規定による運転経歴証明書再交付申請書の受理		○
(60) 道交法第 107条第 1 項の規定による免許証の返納の受理		○
(61) 道交法第 107条の 3 の 2 の規定による報告徴収		○
(62) 道交法第 107条の 7 第 2 項の規定による国外運転免許証の交付申請書の受理		○
(63) 道交法第 107条の 7 第 3 項の規定による国外運転免許証に係る自動車等の種類の指定及び国外運転免許証の交付		○
(64) 道交法第 107条の10第 1 項の規定による国外運転免許証の返納の受理		○

(65) 道交法第 108条の 3 第 1 項の規定による初心運転者講習の通知		○
(66) 道交法第 108条の 3 の 2 の規定による違反者講習に係る通知		○
(67) 道交法第 108条の 3 の 3 の規定による若年運転者講習に係る通知		○
(68) 道交令第32条の 2、第32条の 3 第 2 項、第32条の 3 の 2、第32条の 4 又は第32条の 5 第 1 項若しくは第 2 項の規定による緊急自動車の運転資格の審査の実施		○
(69) 道交規則第18条の 2 の 3 第 2 項の規定による技能検査申請書の受理		○
(70) 道交規則第18条の 5 の規定による限定解除審査の申請の受理		○
(71) 道交規則第26条の 3 第 2 項の規定による書類の交付		○
(72) 道交規則第26条の 4 第 3 号の規定による書面の受理		○
(73) 道交規則第26条の 5 第 6 項の規定による書類の交付		○
(74) 道交規則第29条の 2 の 2 第 1 項の規定による経由申請書の受理		○
(75) 道交規則第29条の 2 の 3 第 3 号の規定による書面の受理		○
(76) 道交規則第29条の 2 の 5 第 1 項第 4 号又は第 4 項の規定による書類の受理		○
(77) 道交規則第29条の 2 の 6 第 4 項の規定による書類の受理		○
(78) 道交規則第30条の 9 第 4 項の規定による取消しに係る通知		○
(79) 道交規則第30条の12第 1 項の規定による運転経歴証明書記載事項変更届の受理及び運転経歴証明書の変更に係る事項の記載		○
(80) 道交規則第30条の14第 1 項の規定による運転経歴証明書の返納受理		○
(81) 指定講習機関に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号。以下「講習機関規則」という。）第 4 条第 1 項の規定による指定講習機関の名称等の変更の届出の受理		○
(82) 講習機関規則第 4 条第 3 項の規定による指定講習機関の指定申請書の添付書類に係る内容変更の届出の受理		○

(83) 講習機関規則第11条の規定による講習結果報告書の受理		○
(84) 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「技能検定員審査規則」という。）第5条第2項の規定による技能検定員審査合格証明書再交付申請書の受理及び技能検定員審査合格証明書の再交付		○
(85) 技能検定員審査規則第8条第1項の規定による技能検定員資格者証再交付申請書の受理及び技能検定員資格者証の再交付		○
(86) 技能検定員審査規則第8条第2項の規定による技能検定員資格者証書換え申請書の受理及び技能検定員資格者証の書換え		○
(87) 技能検定員審査規則第13条第2項において準用する技能検定員審査規則第5条第2項の規定による教習指導員審査合格証明書再交付申請書の受理及び教習指導員審査合格証明書の再交付		○
(88) 技能検定員審査規則第16条第1項において準用する技能検定員審査規則第8条第1項の規定による教習指導員資格者証再交付申請書の受理及び教習指導員資格者証の再交付		○
(89) 技能検定員審査規則第16条第1項において準用する技能検定員審査規則第8条第2項の規定による教習指導員資格者証書換え申請書の受理及び教習指導員資格者証の書換え		○
(90) 運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定規則」という。）第7条第1項の規定による運転免許取得者等教育（自動車教習所である施設を用いて行う場合に限る。）の認定に係る申請書の記載事項の変更の届出の受理		○
(91) 認定規則第7条第3項の規定による運転免許取得者等教育（自動車教習所である施設を用いて行う場合に限る。）の認定に係る申請書の添付書類の内容の変更の届出の受理		○
(92) 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「認定検査規則」という。）第8条第1項の規定による運転免許取得者等検査の認定に係る申請書の記載事項の変更の届出の受理		○
(93) 認定検査規則第8条第3項の規定による運転免許取得者等検査の認定に係る申請書の添付資料の内容の変更の届出の受理		○
(94) 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第4号。以下「特例教習課程規則」という。）第4条の規定による申請書の添付書類の記載事項変更の届出の受理		○

(95) 府道交規則第18条の規定による試験の日時の指定		○
(96) 府道交規則第18条の3の規定による技能検査の日時の指定		○
(97) 府道交規則第18条の4第1項の規定による認知機能検査受検申請書の受理		○
(98) 府規則第19条第1項の既定による運転技能検査受験申請書の受理		○
(99) 講習等実施規則第2条の6第1項の規定による運転技能検査員審査申請書の受理		○
(100) 講習等実施規則第21条の4第1号（第21条の10、第21条の16、第24条、第30条、第33条の4、第42条、第45条の4又は第62条の3の2において準用する場合を含む。）の規定による申請書の受理		○
(101) 講習等実施規則第21条の4第2号（第21条の10、第21条の16、第24条、第30条、第33条の4、第42条、第45条の4又は第62条の3の2において準用する場合を含む。）の規定による審査		○
(102) 講習等実施規則第21条の4第3号（第21条の10、第21条の16、第24条、第30条、第33条の4、第42条、第45条の4又は第62条の3の2において準用する場合を含む。）の規定による認定書の交付		○
(103) 講習等実施規則第56条第1号（第65条において準用する場合を含む。）の規定による審査		○
(104) 講習等実施規則第56条第2号（第65条において準用する場合を含む。）の規定による申請書の受理		○
(105) 講習等実施規則第56条第1号（第65条において準用する場合を含む。）の規定による承認書の交付		○
(106) 講習等実施規則第62条の8の規定による講習指導員の設置		○
(107) 府道交規則第23条の4第2項から第12項まで及び第14項から第20項までの規定による受講申請書の受理並びに同条第13項の規定による受講届の受理		○
(108) 府道交規則第24条の規定による運転免許証返納書の受理		○
(109) 府道交規則第24条の2第1項の規定による審査の日時の指定		○
(110) 府道交規則第24条の3の規定による緊急自動車運転資格審査申請書の受理及び審査の日時の指定		○

	(111) 交通事故等による死亡者に係る運転免許証の更新連絡書等の発送停止措置要領の制定について（平成9. 5. 29：9京試験第132号）の例規通達4の(2)のアの規定による死亡者通報受理簿等の作成及び免許データの抹消並びに同イの規定による死亡者通報連絡票の作成及び送付		○
行政処分	(1) 道交法第103条第3項（同条第5項（第107条の5第9項において準用する場合を含む。）並びに第104条の2の3第5項及び第8項において準用する場合を含む。）の規定による処分移送通知書の送付又は受理		○
	(2) 道交法第103条の2第4項（第107条の5第10項において準用する場合を含む。）の規定による仮停止通知書及び免許証の受理		○
	(3) 道交法第103条の2第5項（第107条の5第10項において準用する場合を含む。）の規定による仮停止通知書及び免許証の送付		○
	(4) 道交法第104条第1項（第104条の2の2第6項及び第104条の2の4第6項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取の通知		○
	(5) 道交法第104条の2の2第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による処分移送通知書の送付		○
	(6) 道交法第104条の2の2第4項の規定による処分移送通知書の受理		○
	(7) 道交法第104条の2の2第7項の規定による処分の通知及び通知の受理		○
	(8) 道交法第104条の3第4項（第107条の5第11項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び免許証の受理		○
	(9) 道交法第107条第3項の規定による免許証の保管及び同条第4項の規定による免許証の返還		○
	(10) 道交法第107条の5第8項の規定による国際運転免許証等への処分事項の記載		○
	(11) 道交法第107条の10第2項の規定による国外運転免許証の保管		○
	(12) 道交法第107条の10第3項の規定による国外運転免許証の返還		○
	(13) 府道交規則第23条の5の規定による停止処分者講習の日時及び場所の指定		○
反則通	道交令第52条第3項及び第5項並びに第52条の2の規定による納付書の交付等		○

告			
交通指導取締り	(1) 道路交通法第 108条の34の規定による使用者に対する通知の事務処理について（昭和36. 7. 21：6京交一第1269号）の例規通達2の規定による使用者に対する通知を必要とする事案の報告		○
	(2) 交通取締りに関する訓令の運用について（昭和43. 1. 1：3京交指第1号、3京交企第1号、3京外勤第1号）の例規通達に基づく交通指導報告書（自転車用を含む。）による報告		○
	(3) 警察情報管理システムによる交通捜査手配実施要領の制定について（平成25. 12. 10：例規交指・交捜・試験第40号）の例規通達第3の1に規定する交通捜査手配の依頼		○
事故捜査	(1) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の運用について（昭和43. 2. 2：3京交指第43号、3京交企第51号）の例規通達2の(3)のアの規定による通報書の作成及び送付		○
	(2) 物件事故の取扱要領について（昭和44. 11. 21：4京交指第513号、4京交企第701号、4京外勤第343号）の例規通達第5の4の規定による物件事故に係る報告の受理（同例規通達第2の1の(2)の規定により現場見分を実施した場合を除く。）		○
	(3) 自動車安全運転センターの行う交通事故証明、累積点数通知及び運転経歴証明の業務に関する資料の提供等について（昭和50. 12. 22：50京交企第738号、50京交指第632号、50京免許第640号）の例規通達第3の6の規定による事故証明資料の提供		○
	(4) 交通事件指定捜査員制度の運用について（平成11. 3. 1：1京交指第114号）の例規通達4の(1)の規定による指定の解除の上申		○
	(5) 三次元レーザー計測図化システムの運用について（令和4. 10. 20：例規交捜第27号）の例規通達6の(1)のイ（6の(3)において準用する場合を含む。）の規定による派遣の要請		○
	(6) 三次元レーザー計測図化システムの運用について（令和4. 10. 20：例規交捜第27号）の例規通達6の(2)のイ（6の(3)において準用する場合を含む。）の規定による図面等の受理		○
	(7) 三次元レーザー計測図化システムの運用について（令和4. 10. 20：例規交捜第27号）の例規通達6の(3)の規定による道路原図の受理		○
警備警察	警察用航空機の運用等に関する訓令（平成11年京都府警察本部訓令第8号）第18条第1項の規定による航空機の支援の要請		○

注 補佐等の配置のない所属にあつては、この表に掲げる補佐等の専決事務について、次席等又は警視相当級の専決事務とすることができる。